

函館市政策アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の政策推進上の重要課題に関して専門的知識や経験を有する者から助言および提言（以下「助言等」という。）を得て、効果的な市政運営を行うことを目的として、函館市政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、本市の政策推進上の重要課題に関してその専門的知識や経験に基づき助言等を行うものとし、市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第3条 アドバイザーの委嘱期間は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(謝礼金等)

第4条 アドバイザーに対する給与および報酬は支給しない。ただし、市長が開催する会合等に招集した場合には、役務の対価として日額12,000円を予算の範囲内で謝礼金を支払うものとする。

2 前条の会合等に出席するために要する旅費については、函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）その他本市の旅費に関する取扱いの例により、予算の範囲内で支払うものとする。

(遵守事項)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、もっぱら自己の利益を図ることのみを目的とした助言等を行ってはならない。

(解嘱)

第6条 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、市長は、第3条の規定にかかわらずアドバイザーを解嘱することができる。

- (1) アドバイザーから辞退の申し出があったとき
 - (2) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき
 - (3) その他，市長が特別な理由があると認めたとき
- (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年6月14日から施行する。